

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた社会全体での取組

子ども・子育て支援は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向け、家庭・地域・行政がともに連携しながら社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもとに、本計画を着実に推進するために、家庭、企業、行政、地域など社会の構成員が、各自の役割を果たすとともに、相互に連携・協働して横断的に取り組んでいくことが重要です。

(1) 家庭での取組

父親、母親その他の保護者は、子育ての責任は第一義的には保護者にあるという基本的認識のもと、子どもが健やかに育つために最も重要な場である家庭において、男女がともに担う子育ての意義を理解し、その責任を果たすことが重要です。また、子どもがさまざまな体験や学びを通じて、夢と希望を抱いて人生を送ることができるよう、保護者同士や地域に暮らす多世代の人々とがつながりを持つ中で必要な子育ての権利を享受できることが必要です。子どもの成長と親として成長していくという喜びや生きがいを感じることができる子育てをすることが期待されています。

(2) 地域での取組

地域は、子育ては当事者のみが行うものではなく、子どもと向き合う保護者が子育ての権利を享受し、子育てに生きがいを感じることができるよう、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、地域社会全体で、全ての子どもが健やかに成長できる、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要があります。

そのためには、地域の団体、NPO、子育てサークル、子育て支援従事者など多様な主体が、それぞれの特性を生かして連携するとともに、子育て家庭のそれぞれの状況に合わせて、地域が子育て家庭に寄り添いながら、多世代で子育てを支援する環境づくりが必要です。

(3) 企業での取組

事業主は、自らが仕事優先の職場環境を見直し、子育て中の働く男女が子育てに向き合えるようワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、仕事と家庭生活の両立支援に向けた雇用環境の整備を行う必要です。

また、さまざまな魅力を持った多くの企業が立地する本市の特徴を活かし、こうした民間の企業と地域とが連携しながら子どもの主体性や創造性を育む体験の場を提供することが必要です。

(4) 行政での取組

本市は、制度の実施主体として全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり計画的・総合的に推進します。

本計画を着実に推進するためには、市民・こども局こども本部が中心となり、府内各部署と連携して全庁的な対応を図るとともに、地域の関係団体や企業等など多様な主体との協働を推進し、それぞれの役割を踏まえながら、その取組を展開します。

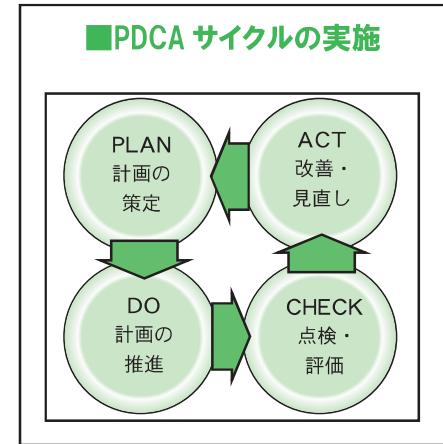
2 計画の進行管理

地域社会全体による子ども・子育て支援の充実を推進するためには、家庭、地域、企業、行政等が協力し合い、一体となって、本計画を着実に推進することが必要です。本計画の推進に向けて、次の体制により着実な実効を図ります。

(1) 計画の評価

計画の進行管理は毎年行うものとし、施策や見込みの達成状況、得られた成果についての評価を行います。

評価・改善にあたっては、「有識者」、「事業主代表」、「労働者代表」、「子育て当事者」、「子育て支援従事者」等で構成される川崎市子ども・子育て会議によって、子ども・子育て支援施策の実施状況を審議します。川崎市子ども・子育て会議は、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクル）役割を持ち、施策や見込みの達成状況、成果を評価します。また、評価結果はホームページ等を通じて公表します。



(2) 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、計画の進捗管理を行うため府内の関係局・区で構成する「(仮称)川崎市こども施策府内推進本部」を設置し、市民・こども局こども本部を中心として全府的な対応を図り、子ども・子育てを取り巻く社会環境や本市の社会状況の変化に適切に対応しながら、子ども・子育て施策を総合的に推進していきます。

(3) 計画の検証

計画の進捗状況については、2017(平成29)年度を目途に中間評価を実施し、「新たな総合計画」との整合性や、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」との連携を踏まえ、内容の見直しを含めた計画の検証を行います。